

地域包括支援センターの評価について

1 背景

平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、地域包括支援センターの設置者が事業の質の評価を行うこと及び市が事業の実施状況を評価することが義務付けられた。

(参考)介護保険法抜粋

第115条の46

- 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第1項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

2 現状

- (1) 地域包括支援センターの設置者は、任意の方法で事業を計画し、事業評価を行っている。
- (2) 市は、各センターから相談数・地域ケア会議開催状況等の実績報告を受け、地域包括支援センターの事業実施状況の点検を行っている。
- (3) 地域包括支援センター運営等協議会に年間実績及び決算を報告し、事業実施状況の確認を得ている。

3 評価の実施について

地域包括支援センターに関する評価項目及び様式等を統一し、地域包括支援センターの設置者の自己評価、市の評価を基に地域包括支援センター運営等協議会で評価を行う。

- (1) 地域包括支援センターの設置者は、市が規定する様式を用いて、事業実施計画書の策定及び事業評価を行う。
- (2) 市は、地域包括支援センターの設置者から自己評価の報告を受け、事業評価を行う。
- (3) 地域包括支援センター設置者の自己評価及び市の評価を基に、地域包括支援センター運営等協議会で事業評価を行う。